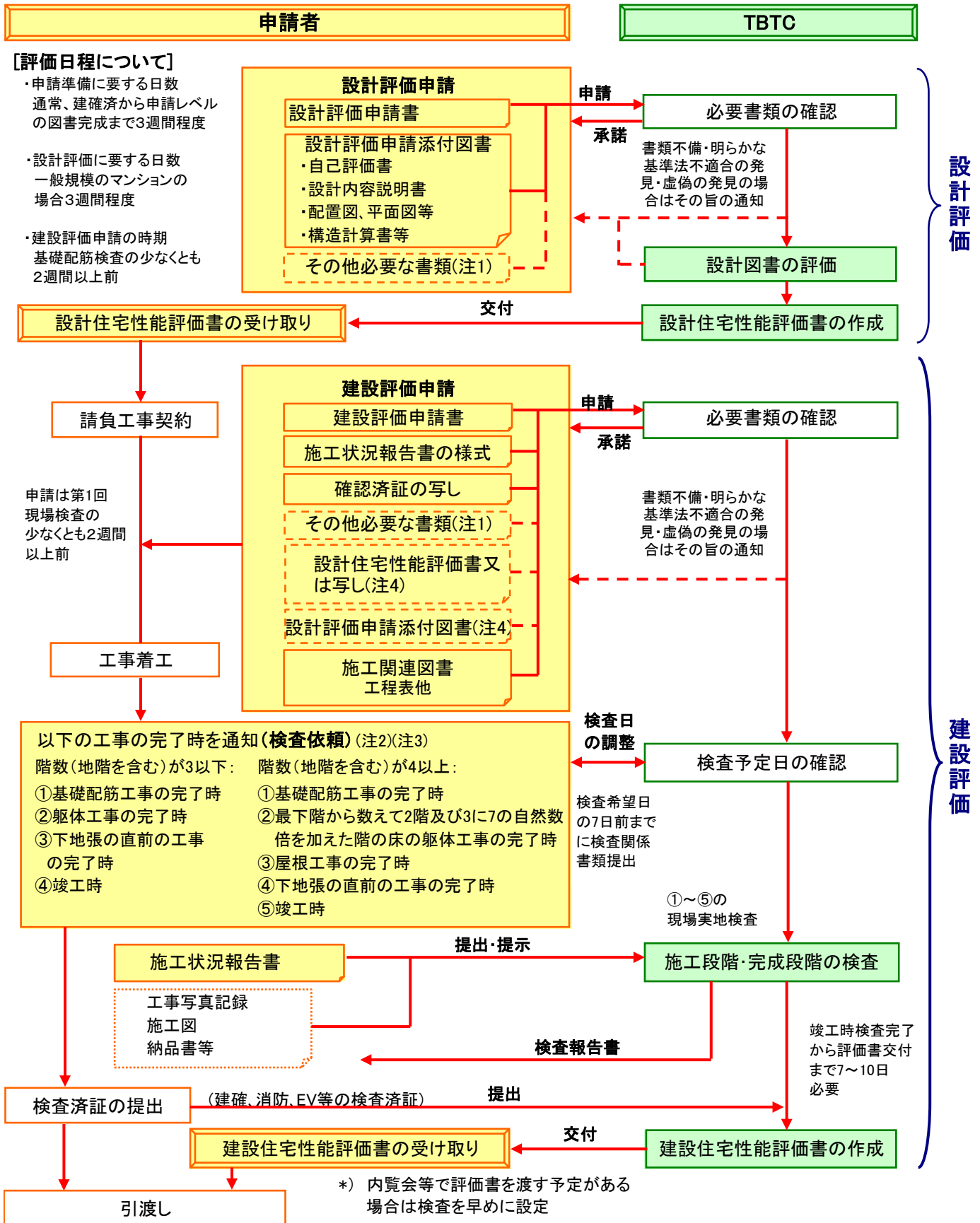


住宅性能評価業務の流れ

(型式住宅部分等製造者認証は含まない)



(注1) 住宅型式性能認定、特別評価方法認定を含む申請の場合にあっては、認定書や認証書の写し(型式(特別評価方法認定)の内容に関する図書を含む。)など、評価に必要な書類等がそろっているか確認する。
 (注2) 「室内空気中の化学物質の濃度等」については内装仕上げ工事完了後とする。(申請があった場合のみ)
 (注3) 床の躯体工事の完了時に行う検査は、建築基準法の間接検査で床の躯体工事の完了時に行うもののうち、直近のものと同じ時期とすることができる。
 (注4) 設計住宅性能評価を実施した機関と同一の機関に申請を行う場合は不要とする。